

# 定 款

一般社団法人筑波大学医学同窓会桐医会

# 一般社団法人筑波大学医学同窓会桐医会 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人筑波大学医学同窓会桐医会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を茨城県つくば市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、会員相互の福祉、親睦の向上を図り、会員と母校との密接な関係を保ち、もって会員と母校の発展並びに医学、医療の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員間の相互扶助、親睦、連携を図るための事業
- (2) 医学教育、医学研究、大学関連行事等への支援・助成事業
- (3) 会員間の連絡のための会報、会員名簿発行等の事業
- (4) 会員の福祉を図るための共済に関する事業
- (5) 前各号の事業のほか、当法人の目的を達成するために必要と認められる事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 当法人の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には、官報に掲載してする。

## 第2章 会員及び社員

(会員の資格及び社員)

第6条 当法人の会員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 イ. 筑波大学医学専門学群、筑波大学医学専門学群医学類並びに筑波大学医学群医学類の卒業生  
ロ. 筑波大学医学群医学類の教員及びその職にあった者で当法人の目的に賛同し入会を希望した者  
ハ. 筑波大学附属病院に勤務する教員・医員及びその職にあった者で当法人の目的に賛同し入会を希望した者
- (2) 学生会員 筑波大学医学群医学類に在籍の学生
- (3) 賛助会員 筑波大学医学群医学類及び筑波大学附属病院の関係者で、

当法人の目的に賛同して入会を希望し、理事会において承認された者

(4) 名誉会員 筑波大学医学群医学類の教授を退職した者で社員総会（代議員総会）において承認された者

2 当法人に第3章の規定に基づき正会員又は学生会員の中から選出された代議員を置き、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（正会員及び学生会員の権利）

第7条 正会員及び学生会員は、法人法に規定された次に掲げる権利を代議員（社員）と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項に定める権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般法人法第32条第2項に定める権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 一般法人法第50条第6項に定める権利（社員の代理権証明書等の閲覧）
- (4) 一般法人法第52条第5項に定める権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (5) 一般法人法第57条第4項に定める権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 一般法人法第129条第3項に定める権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般法人法第229条第2項に定める権利（清算法人の貸借対照表の閲覧等）
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項に定める権利（合併契約等の閲覧等）

（入会）

第8条 当法人の成立の日をもって、権利能力なき社団筑波大学医学同窓会桐医会に属する正会員、学生会員、賛助会員、名誉会員は、第6条第1項の会員資格に基づく当法人の会員とみなす。

2 当法人の正会員又は学生会員となろうとする者は、当法人所定の入会申込書により入会の申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

（会費の支払義務）

第9条 正会員及び学生会員は、社員総会（代議員総会）において別に定める会費規定に基づく会費を支払わなければならない。

2 既に納付した会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

（会員名簿）

第10条 当法人は、会員及び代議員の氏名及び住所を記載した会員名簿（この名簿は、一般法人法上の「社員名簿」を兼ねるものとする。）を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退会)

第11条 会員は、次の事由によって退会する。

- (1) 会員資格の喪失
  - (2) 会員本人の退会の申出。ただし、退会の申出は、1か月前までにするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。
  - (3) 死亡、失踪宣告
  - (4) 除名
- 2 会員の除名は、当法人の名誉を毀損し、または定款その他の規則に違反する等正当な事由があるときに限り、一般法人法第49条第2項に規定する社員総会（代議員総会）の特別決議によってすることができる。この場合、その会員に対し、当該社員総会（代議員総会）の日から1週間前までにその旨を通知し、当該社員総会（代議員総会）において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 会員を除名決議が成立したときは、除名した会員に対し、その旨を通知しなければならない。

### 第3章 代議員

(代議員)

第12条 当法人に代議員を置き、次条以下の規定により、正会員又は学生会員から選出される代議員をもって一般法人法上の社員とする。

(代議員の選出)

第13条 代議員は、選挙により選出する。代議員の選挙を行うために必要な細則は、理事会において定める。

- 2 正会員及び学生会員は、他の正会員及び学生会員と等しく代議員選挙に立候補し又は代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 3 代議員は、正会員及び学生会員の総数より概ね200名の中から1名の割合をもって選出する（端数の取扱いについては理事会で定める。）。
- 4 代議員は、当法人の役員を兼務することはできない。

(任期)

第14条 代議員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（定時代議員総会）の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 代議員は、任期満了後においても後任者が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 代議員が社員総会決議取消しの訴え（一般法人法第266条第1項）、解

散の訴え（一般法人法第268条）、責任追及の訴え（一般法人法第278条）及び役員解任の訴え（一般法人法第284条）を提起している場合

（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、第1項の規定にかかわらず、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は、なお一般法人法上の社員たる地位を有するものとする。ただし、当該代議員は、役員選任及び解任並びに定款変更についての議決権は有しないものとする。

4 任期満了前に退任した代議員の補欠として選出された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（補欠代議員の予選）

第15条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになるときに備えて、あらかじめ補欠の代議員を選出することができる。この場合の代議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

2 補欠の代議員を予選する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

（1）当該候補者が補欠の代議員である旨

（2）当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選出するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

（3）同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選出した場合にあつては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選出するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

3 第1項の補欠代議員の予選に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（定時代議員総会）の終結の時までとする。

## 第4章 社員総会

（構成）

第16条 社員総会（代議員総会）は、すべての社員（代議員）をもって構成する。

2 代議員総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

3 社員総会（代議員総会）における議決権は、1社員（代議員）につき1個とする。

（開催）

第17条 当法人の定時社員総会（定時代議員総会）は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催し、臨時社員総会（臨時代議員総会）は、必要がある場合に開催する。

（招集）

第18条 社員総会（代議員総会）は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故若しくは支障がある場

合には、あらかじめ理事会が定めた順位により副会長がこれを招集する。

2 次に掲げる場合には、会長は臨時社員総会（臨時代議員総会）を招集しなければならない。

(1) 理事会が招集を決議したとき

(2) 総社員（総代議員）の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員（代議員）が必要と認めたとき

3 会長は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に社員総会（代議員総会）を招集しなければならない。

4 社員総会（代議員総会）を招集するには、会日より1週間前までに社員（代議員）に対して書面で招集通知を発するものとする。

(議長)

第19条 社員総会（代議員総会）の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障がある場合には、会長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順位により副会長がこれに代わるものとする。

(権限)

第20条 社員総会（代議員総会）は、次の事項について議決又は承認する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任及び解任

(3) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(4) 事業計画の決定及び予算の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(決議の方法)

第21条 社員総会（代議員総会）の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員（総代議員）の議決権の過半数を有する社員（代議員）が出席し、出席した社員（代議員）の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会（代議員総会）の決議は、総社員（総代議員）の半数以上であって、総社員（総代議員）の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 除名（一般法人法第30条第1項）

(2) 監事の解任（一般法人法第70条第1項）

(3) 役員等の責任の一部免除（一般法人法第113条第1項）

(4) 定款の変更（一般法人法第146条）

(5) 事業の全部譲渡（一般法人法第147条）

(6) 解散及び継続（一般法人法第148条第3号、第150条）

(7) 吸収合併契約の承認及び新設合併契約の承認（一般法人法第247条、第251条第1項、第257条）

(議決権の代理行使)

第22条 社員（代議員）は、他の社員（代議員）もしくは議長を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会（代議員総会）ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(書面等による議決権の行使)

第23条 社員総会(代議員総会)に出席できない社員(代議員)は、予め通知された事項について書面若しくは電磁的方法により議決することができる。

2 前項の規定により書面若しくは電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した社員(代議員)の議決権数に参入する。

(社員総会の決議の省略)

第24条 理事又は社員(代議員)が社員総会(代議員総会)の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員(代議員)の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会(代議員総会)の決議があったものとみなす。

(議事録)

第25条 社員総会(代議員総会)の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び社員総会(代議員総会)において選任された議事録署名人2名が記名押印する。

## 第5章 役員

(員数)

第26条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長とし、若干名(2名以内)を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、常務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任の方法)

第27条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会(代議員総会)において、総社員(総代議員)の議決権の過半数を有する社員(代議員)が出席し、出席した社員(代議員)の議決権の過半数をもって行う。

2 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族(その他当該理事と政令で定める特別な関係があるものを含む。)である理事の数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(会長等の選定等)

第28条 当法人の会長、副会長並びに常務理事は、理事会において選定及び解職する。

(役員職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執

行する。

- 2 会長は、法令及び定款で定めるところにより、当法人を代表し、業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事会の定めるところにより、当法人の業務を分担して執行する。
- 5 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 6 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

- 第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（定時代議員総会）終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（定時代議員総会）終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
  - 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
  - 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
  - 5 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員報酬)

- 第31条 当法人の役員は、無報酬とする。

## 第6章 理事会

(構成)

- 第32条 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(開催)

- 第33条 理事会は通常理事会と臨時理事会の2種とする。通常理事会は、年4回以上開催し、臨時理事会は、会長が必要と認めたときに開催することができる。
- 2 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

- 第34条 理事会は、会長が招集する。
- 2 理事会を招集するには、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して



招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

3 会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順位により副会長がこれに代わるものとする。

4 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順位により副会長がこれに代わるものとする。

(権限)

第36条 理事会は、法令又は定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、常務理事の選定及び解職

(決議の方法)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事の全員が議案について、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した会長及び監事が記名押印する。ただし、会長が欠席の場合には、出席した理事及び監事の全員がこれに記名押印する。

(委員会)

第39条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、その諮問機関として、各種の委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

3 委員会の委員長は、理事の中から会長がこれを委嘱する。委員は、正会員の中から会長がこれを委嘱する。

## 第7章 支 部

(支部)

第40条 当法人に社員総会（代議員総会）の承認を得て支部を置くことができる。支部は、常に事務局と密接な連絡を保ち運営するものとする。

2 支部の設置、運営基準等については、社員総会（代議員総会）の承認を得て別に定める。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て、直近の定時社員総会（定時代議員総会）に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会（定時代議員総会）に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 当法人は、第1項の書類を、定時社員総会（定時代議員総会）の日の2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置くとともに、10年間保存するものとする。

(剰余金)

第44条 当法人は、剰余金の分配は行わない。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 本定款は、社員総会（代議員総会）の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 当法人は、社員総会（代議員総会）の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会（代議員総会）の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

